

日 銀 業 第 3 2 0 号
2 0 2 6 年 9 月 1 8 日

国 債 振 替 決 済 制 度 参 加 者
国 債 振 替 決 済 制 度 間 接 参 加 者 御 中
国 債 振 替 決 済 制 度 外 国 間 接 参 加 者

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正に関する件

国債振替決済制度における預金保険機構の参加者口座において種別「早期健全化勘定」を廃止することとしたことに伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙のとおり改正し、2026年10月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

○ 第七条を横線のとおり改める。

(参加者口座の種別の設定)

第七条 参加者口座の種別（特別課税種別を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める参加者口座において設ける。

一 }
二 } 略（不変）
三 }

十一 金融再生勘定、~~早期健全化勘定~~、危機対応勘定、機能強化勘定、被害回復勘定、地域活性化勘定、東日本再生勘定、休眠預金等勘定及び口座情報等勘定 預金保険機構の参加者口座

○ 別表第一号を横線のとおり改める。

一 参加者口座の種別及び内訳区分

種別	各種別に記載又は記録をする振込国債	内訳区分	各内訳区分に記載又は記録をする振込国債
略（不変）			
早期健全化勘定	預金保険機構が権利を有する振込国債のうち金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第十五条第一項に規定する金融機能早期健全化勘定に係るもの	自己口Ⅰ	利付国債、割引国債及び分離国債（預金保険機構を質権者とする質権の目的であるものを除く。）
		自己口Ⅱ	利付国債、割引国債及び分離国債のうち預金保険機構を質権者とする質権の目的であるもの
略（不変）			

（注）略（不変）